

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第三十七号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「奈良県住宅供給公社」を削り、「地方公共団体金融機構」を「地方公共団体金融機構」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。